

インフォメーション

不要なものを必要な方へ

リサイクル電動ベッドを無償で譲り渡ししています

ご家庭で使わなくなった電動ベッドなど福祉機器の提供を受け、必要とされている方に無償で譲り渡ししています。ご希望の方は下記までご連絡ください。（※尚、配達は致しておりませんので、直接引き取りに来ていただくか、運送業者などに引き取りを依頼してください。）



また、不要な福祉機器(電動ベッド、車いす、シャワーいす、杖など)をご提供くださる方もご連絡ください。なお、都合により引き取りできない場合がありますので、事前にお問合せください。

【問合せ】 在宅福祉係：☎924-9105

みなさまの善意に感謝します!!



(H29.5.1~H29.6.30)

【問合せ】 総務係：☎924-9105

金銭預託 (213,419円) (順不同)

谷八木友愛 様
貴崎小学校地区社会福祉協議会 様
善意の鍋 (明石市役所、明石市立総合福祉センター)
ほか匿名多数

物品預託 岡崎紋子 様 (日用品)
ほか匿名多数



新理事・監事・評議員紹介 (敬称略)

よろしくお願ひします。

6月27日に開催された評議員会で、次の方々が新たに理事に選任されました。

【理事】 下林 五枝、小松 達也、山下 孝光、櫻井 久美子、雲井 明善、山田 信彦、坂口 逸子、志田 健太郎、松本 幸雄、阪田 憲二郎、北條 英幸、和田 満、野村 信一
(任期：平成29年6月27日~平成31年6月定時評議員会終結時)

【監事】 河合 良昭、嘉藤 弘之、松本 茂子
(任期：平成29年6月27日~平成31年6月定時評議員会終結時)

評議員の退任に伴い、次の方が新たに選任されました。

【評議員】 藤川 忠史
(任期：平成29年6月20日~平成33年6月定時評議員会終結時)



あかしの社会福祉

-Akashi Council of Social Welfare-

No.95 2017.7

編集・発行
社会福祉法人
明石市社会福祉協議会
〒673-0037
明石市貴崎1丁目5番13号
明石市立総合福祉センター内
TEL (078) 924-9105
http://www.akashi-shakyo.jp

明石市社会福祉法人連絡協議会が誕生しました

明石市社会福祉法人連絡協議会設立総会

2017.5.23



去る5月23日に明石市立総合福祉センターにおいて、明石市社会福祉法人連絡協議会設立総会を開催し正式に発足しました。

この協議会は、市内の高齢・障がい・児童・地域などの様々な分野の社会福祉法人が、垣根をこえて情報交換や課題の共有を行い、各法人の強みを活かした貢献事業に取り組むネットワークです。今後お互いの連携・協働を図り、地域の生活・福祉課題に取り組み、地域へ貢献することで、明石の地域福祉の増進を図ります。

目次

平成28年度の主な取り組みと決算概要	P2
「明石市社会福祉法人連絡協議会」が誕生しました	P3
こども食堂をはじめませんか?	P4
明石市立総合福祉センターからのお知らせ	P5
総合相談支援室からのお知らせ	P6~7
インフォメーション	P8

回											
覧											

この広報紙は、 配分金の一部を活用しています。

明石市社会福祉協議会

検索

★広報紙をご入用の方はお気軽に **明石市社会福祉協議会** ☎078-924-9105 までご連絡ください。

平成28年度 明石市社会福祉協議会の主な取り組みと決算概要

平成28年度は、平成28年3月に策定した「第2次地域福祉活動計画 おたがいさまの関係づくり～ほっとかない人と人とのつながり～あなたとかがわるしくみをつくる」に沿って各分野で取り組みを進めました。本計画では、第1次計画の「基本方針」に相談支援体制の強化に加え、地域ぐるみの相談や権利擁護の活動支援に重点を置いた総合相談窓口の充実を掲げました。以下が、主な内容です。

- 【基本理念】** それぞれの地域が、それぞれの特色を活かした方法で、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」に取り組もう
- 【基本方針】** (1) 住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図る
(2) 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実を図る
(3) 相談支援体制の強化を進める
- 【施策】** (1) 地区社会福祉協議会の活動支援
(2) 住民の力を引き出すしくみづくり
(3) 公的サービスの推進
(4) 市社会福祉協議会の体制強化

特に重点的な取り組みとして、「高齢者・障害者の総合相談窓口」の強化と充実を進めました。後見支援センターにおいては、後見相談や法人後見の受任推進と市民後見人養成研修修了者へのスキルアップ、地域包括支援センターにおいては市社会福祉協議会与医師会とで別運営されていたものを本会へ統合するための協議を進め、平成29年度からは、利用者や事業者に対して迅速かつ均一で効率的なサービスの提供を行っていきます。

地域福祉分野では、地区担当職員の体制を拡充し地域とのつながりを深め、地域福祉の課題解決に向けた地区社会福祉協議会活動を支えるとともに、地域の困りごと相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を担えるよう、体制と資質の増強に取り組みました。

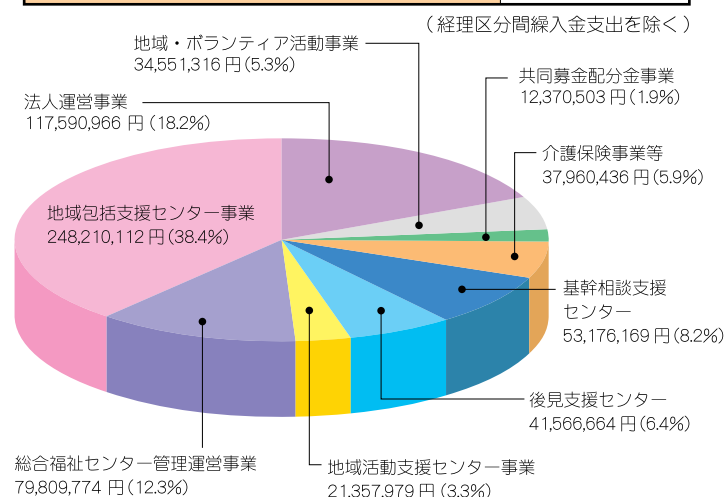
◆平成28年度 資金収支決算額 (単位: 円)

勘定科目		金額	
収入	会費収入	11,418,260	1.7%
	寄附金収入	1,005,440	0.2%
	経常経費補助金収入	143,490,642	21.6%
	受託金収入	189,825,887	28.5%
	貸付事業収入	4,753,500	0.7%
	事業収入	531,700	0.1%
	介護保険事業収入	280,009,674	42.1%
	障害福祉サービス等事業収入	33,180,622	5.0%
	受取利息配当金収入	296,279	0.0%
	雑収入	508,641	0.1%
合計		665,020,645	100.0%
支出	人件費支出	413,876,890	64.0%
	事務費支出	28,097,680	4.3%
	事業費支出	172,356,821	26.7%
	貸付事業支出	4,684,000	0.7%
	共同募金配分金支出	0	0.0%
	助成金支出	27,548,528	4.3%
	負担金支出	30,000	0.0%
	合計	646,593,919	100.0%
経常活動資金収支差額		18,426,726	-

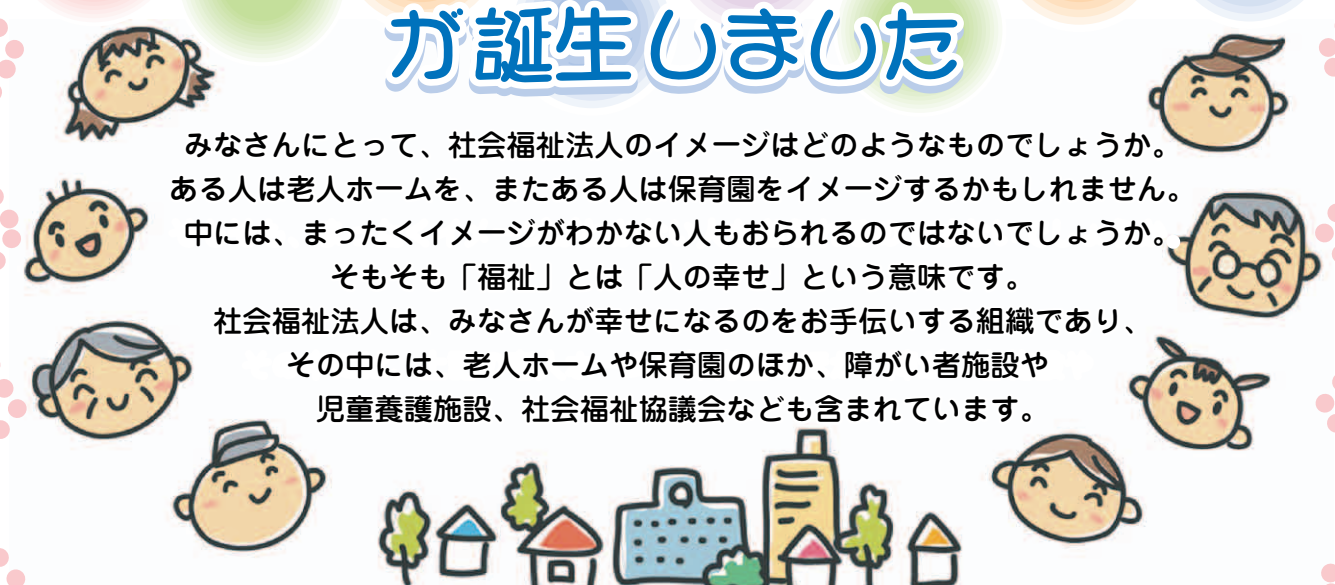
(経理区分間繰入金収入・支出を除く)

◆平成28年度 拠点区分別支出額内訳 (単位: 円)

社会福祉事業区分	経常支出
法人運営事業	117,590,966
地域・ボランティア活動事業	34,551,316
共同募金配分金事業等	12,370,503
介護保険事業等	37,960,436
基幹相談支援センター	53,176,169
後見支援センター	41,566,664
地域活動支援センター事業	21,357,979
公益事業区分	79,809,774
総合福祉センター管理運営事業	79,809,774
地域包括支援センター事業	248,210,112
合計	646,593,919



「明石市社会福祉法人連絡協議会」が誕生しました



みなさんにとって、社会福祉法人のイメージはどのようなものでしょうか。ある人は老人ホームを、またある人は保育園をイメージするかもしれません。中には、まったくイメージがわからない人もおられるのではないのでしょうか。そもそも「福祉」とは「人の幸せ」という意味です。社会福祉法人は、みなさんが幸せになるのをお手伝いする組織であり、その中には、老人ホームや保育園のほか、障がい者施設や児童養護施設、社会福祉協議会なども含まれています。

社会福祉法人は、これまで高齢・障がい・児童などの要援護者に対して、さまざまな福祉サービスを提供することで、地域の安全・安心を支えてきました。2000年以降、福祉サービスが措置から契約となるなどの制度・施策の改正があり、住民を巡る社会状況やライフスタイルが移り変わるなか、社会福祉法人を取り巻く環境も大きく変化しました。そのため、国によって社会福祉法人制度改革が進められ、社会福祉法の改正により、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任、地域社会への貢献などが社会福祉法人に求められています。

社会福祉法人の本旨として「地域における公益的な取組」が義務化され、施設機能の開放や専門性の活用など、持てる資源を活かした様々な地域公益活動を社会福祉法人が率先して取り組み、地域社会に貢献することが必要とされています。

兵庫県においても社会福祉法人による地域公益活動を主眼に置いた連絡協議会の設立及び設立に向けた取り組みが、兵庫県社会福祉協議会の呼びかけにより県内各市町で実施されています。

明石市でも、平成27年11月から設立に向けた準備を進め、このたび市内41の社会福祉法人中29法人が参加した「明石市社会福祉法人連絡協議会」を立ち上げました。全県的な取組みと連携しながら、地域の特性を活かし、特徴ある活動ができる連絡協議会の運営を行い、地域貢献を進めていきます。



～5月23日 設立総会の様子～

こども食堂を はじめてみませんか？



～「明石こども食堂プロジェクト」モデル事業者を募集！～

「明石こども食堂プロジェクト」モデル事業として、こども食堂の開設・運営の支援を行っています。

こどもの居場所づくりとして、市内28ヶ所の小学校区へのこども食堂開設に向けて、新たに運営を担っていただける事業者を募集します。

募集期間 平成29年7月～ **随時募集！**

対象者 こども食堂に興味があるグループや団体（実績や経験は問いません）

- 応募要件**
- *明石市内で月1回程度開催すること
 - *食事の提供だけでなく、学習支援や遊びの場など、こどもの居場所となる取り組みをすること
 - *営利目的、政治的・宗教的な目的でないこと

- 助成金** 開設・運営にかかる必要な経費に対し、助成金を交付します
- *運営費助成：2万円（開催1回につき）
食材の購入や会場費用、開催チラシの作成などに係る費用
 - *特別助成：5万円（1年度につき1回）※飲食業者等は2万5千円
食器や調理器具などの購入・更新に係る費用
 - *衛生管理助成：8千円（1人につき）※飲食業者等対象外
食品衛生責任者養成講習会の受講に係る費用

応募方法 所定の申請書を提出していただく必要がありますので、まずは明石市社会福祉協議会地域福祉係までご連絡ください

みんなでいこうね
こども食堂！



【問合せ】

地域福祉係：☎924-9105

～明石市立総合福祉センターからのお知らせ～

2017 障がい者交流運動会を開催！



6月10日(土)に明石中央体育会館において、2017障がい者交流運動会が開催されました。289人の障がい者の方がスポーツを通じて、健康と体力の増進を図るとともに、参加者同士がふれあい、楽しみながら交流を深めました。

◇「いつもは秋に開催されていましたが、会場の関係で今年は6月開催でした。クーラーが効いていて快適でしたが、雨の心配も大きかったです。作業所の方のアナウンスはとても頑張っておられ、障がいを持たれた方たちの和太鼓の演奏もとても良かったです。参加されている皆さんが笑顔でいきいき動きまわっている姿に感動しました。」(参加者より)



にこにこ粋・生き健康教室を開催しました。



大変好評で、定期開催を望む声が多くありました。

5月30日(火) 障がい者・高齢者を対象に、音楽療法士(声楽家)を講師に迎え、ピアノ伴奏による唱歌合唱、手遊び、リズム体操を行いました。体を動かしたり、楽器を持つことで気分の発散を図ることができました。また、講師による歌唱とジャズピアノ、ジャズギターの演奏を楽しく鑑賞し、笑顔で終了しました。(参加者28名)

～総合相談支援室からのお知らせ～

地域包括支援センター
保健師より

「熱中症に気を付けましょう！」

7月に入り、本格的に暑くなってきました。暑い時期に気を付けたいのが熱中症。今回は予防のポイントをご紹介します。あなたも日頃できているかチェックしてみましょう！

予防のポイント

□ こまめな水分補給

- ・運動中や作業中だけでなく、安静時や夜寝る前にも水分補給をしましょう。のどが渇く前に水分を摂ることも大切です。
- ・汗をたくさんかいた時は、水分だけでなく塩分も摂りましょう。食塩水（1 の水に食塩1～2g、ティースプーン半分程度）やスポーツドリンクでOKです。



□ 暑さを避ける

- ・屋外：日傘や帽子を利用し、日中の外出はできるだけ避けましょう。また、服は汗を吸う素材（綿・麻）がおすすめです。また、濡れタオルを首に巻くのもよいでしょう。
- ・屋内：温度計や湿度計を設置し、窓を開けて風通しをよくしたり、暑いときはエアコンを使いましょう。（室温28℃以下、湿度60%以下が目安です）



□ 体力づくり

- ・暑い日は無理をしないようにしましょう。
- ・しっかり睡眠をとりましょう。
- ・肉、魚、卵、大豆などのたんぱく質は疲労回復に効果的です。積極的に摂りましょう。



□ みんなで声を掛け合う

- ・「今日は暑いね」「水分摂ってる？」とご近所で声を掛け合って、みんなで熱中症を予防しましょう！



【問合せ】

東部 地域包括支援センター : ☎ 924-9113
 西部 地域包括支援センター 西部事業所 : ☎ 934-8986

基幹相談支援センター兼 障害者虐待防止センター「ほっと」より

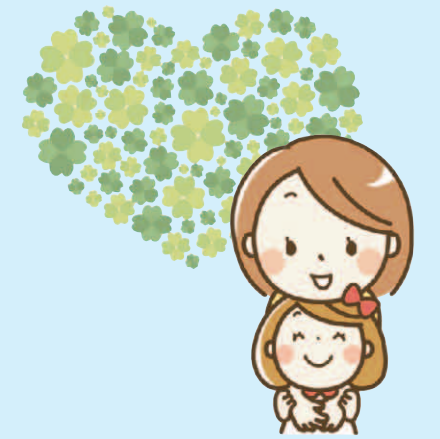


平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されてまもなく5年になろうとしています。

障がい者への虐待は、表面化しにくく気づかぬまま進行している可能性があります。虐待を防止するためには、すべての人がこの問題を理解して、早期に発見することが何より大切です。

「虐待かも」と思ったら、一人で抱え込まず、ためらわず当センターにご一報ください。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の両者を救うために！



【問合せ・相談】

障害者虐待防止センター ☎ 924-9156 (24H受付)
 FAX 924-9134



明石市後見 支援センターより



明石市後見支援センターは、平成27年4月の開設から3年目を迎えました。

当センターでは、「成年後見制度」に関する相談や、日常的な金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」を行っています。

判断能力が不十分となった方やその家族をサポートするために、専門職を中心に相談対応を行っています。これからも市民のみなさまの身近な存在として、困った時に気軽に相談してもらえる窓口をめざします。

気になることがありましたら、いつでも相談にお越しく下さい。

～「法律専門相談」のお知らせ～

弁護士・司法書士による「法律専門相談」を **相談無料** で!!
 毎週木曜日(第5週は除く) 13:30～15:30に開催しています。

- 弁護士相談・・・第2・4木曜日
- 司法書士相談・・・第1・3木曜日

※相談時間は45分程度 ●● 事前予約が必要です ●●



【問合せ・相談】

後見支援センター : ☎ 924-9151 FAX 924-9134

